

場面で指導的な立場を期待される人物だった。

津軽名物七夕祭のねぶた運行が昨夜5日から始まったが、ねぶたの取締について、山中弘前警察署長がコメントを発表する。当地方の年中行事であるねぶた運行の日も近づいてきた。ねぶたの歴史は大分古くから伝わっており、遠い地方からも見物にきて市内を賑わしており有名である。文学的方面から芸術的見地から年々改善して、その粋を残していくことは地方発展のため必要なことと考える。しかし、ときおり闘争におよび、世間聞こえも芳しくなく、警察当局も遺憾に思っている。ねぶた喧嘩は喧嘩しなければならない原因があるのではなく、群集心理に動かされて殺伐とした気風を熟成し、一時的に闘争するのである。その結果、これを鎮撫し防止しようとする警察官吏にまで鉾を向け、反感を抱くようだ。警察は、そのような企てを制止し、警察事故を未然に防止し、市民共楽気風を熟成し、多数の公衆を市内に集めて市の繁栄を期待するほか、何ら他意はない。そのことを市民諸君には理解していただき、一段のご声援とご高配を望む、というものだった(東奥日報 S4.8.7・弘前新聞 S4.8.6)。この「文学的文面」「芸術的見地」から改善していくとは、前述のねぶた審査導入を意識したものだろうか。

この商工会の懸賞金のためか、同年のねぶたの人氣が高く、弘前警察署へ願い出た台数が多かったという。同署では非番巡査を召集して、ねぶた喧嘩の警戒に努めるとともに、県警察部保管課長の来弘を乞い、運行願出人および関係者を招致し、協議会を開き、喧嘩を未然に防止するための案を立てることになった(弘前新聞 S4.8.6)。ねぶた運行に関する弘前警察協議会が、8月6日午前11時に警察署で開催、消防幹部、市内火防衛生組合長を集めて、注意事項を述べ、4日目だけ自由運行を許可することにした。そして弘前警察署は、昨夜から非番全部を召集し喧嘩防止に努めていた(弘前新聞 S4.8.7)。弘前商工会はねぶたの精粋保存のため、本年多額の賞金を出してねぶたを奨励するとともに、しだいに猥雑になってきたねぶた民謡の懸賞募集をしたところ、十数点の応募のうち「向ふも佞武多、俺等も佞武多、互いに譲れ、祭の宵の、喧嘩は野暮だ」という1点が入選した(弘前新聞 S4.8.7)。これらも当時のねぶた喧嘩防止キャンペーンのひとつだったのだろう。

同年のねぶたは賑わった。運行許可となったのは市部55台、郡部99台の多さであり、まだ願いが増えているからここ数年なかったほどの大多数が出ると予想された。ねぶた喧嘩も初日から少し騒ぎがあった。第2日目は1時過ぎ、辻坂上で小競り合いがあり、野次馬連が同調して歓声を挙げたが、駆けつけた警官隊に追われて逃走し、小石を投げただけで大事にはならなかった。弘前警察署では更に警戒を厳重にした(弘前新聞・東奥日報 S4.8.8)。

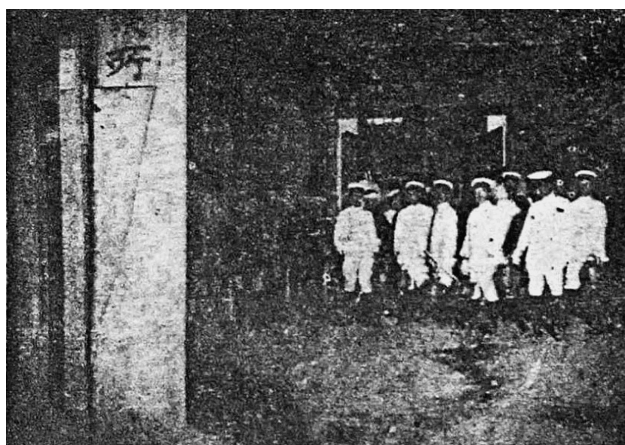
そして、商工会が奨励したねぶた審査について、一部から苦情が出た。8月8日まで弘前警察署に運行許可願いをしたねぶたが約200台であったのに対し、商工会側に審査を申請したねぶたはわずか10個にすぎず「商工会の審査など真平だ、指定の審査場所なんか集まるもんか」とつむじを曲げている連中も少なくなかったという。審査側の商工会宮川会長は、扇燈籠も審査し、審査申請の届け出の有無に関わらず、審査場の前を通過したものは審査するとした。そして「先方が拒めばそれまでだが、なにしろ最初の計画で郷土の名物を奨励したい主旨から出たことだから了承してほしい」と述べたが、新聞は「いまさながら、よほどもてあましぎみだ」と評している(弘前新聞 S4.8.9)。ほかにも、委員がねぶたに等級をつける計画は問題ないが、心配なのは、審査人の鑑賞法が良く正鵠を得るかどうかだ。津軽の人の中からはかるべき古老を広く集め、その忠告を仰いで各町内がねぶたを製作するようにしたらよい。ねぶたの粋を後世に残し伝える手段としてこの他はない。賞金をもって7日目に仮装行列をやることは言語道断だ。弘前は津軽城下としての年来の気風があり、他の都市や部落とは自ずから区別されている。近来、東京や青森などの「卑俗の風」に影響されて、弘前の古俗をわざと進んで破壊しようとする人があるが「カンカシコカン式の馬鹿騒ぎ」が見たければ青森にいけばいい。人にそれぞれ個性があるように各土地固有の土地柄があり、これを保存し支持してはじめて地方生活の意義が自覚される。人まねは断然避けなくてはならない。ねぶたは当地方の結構な年中行事であり、たまたま之に乗じて喧嘩を為すものは無頼の徒の不心得であり、ねぶたに民謡がないためではない。弘前商工会が人心和合、商売繁盛を願うばかりにいらざるお節介をねぶたに施すのは、角を矯めて牛を殺すようなものだ。1920年代の奇怪至極のモダン風が商工会をして古風破滅の事業を急がせており、このままでは盆踊り、お山参詣その他の津軽在来の風俗にまで暴威が及び、ついには一体これほどこの風習か、と驚くようになってしまいうだろう、という意見もあった(弘前新聞 S4.8.10)。

この弘前商工会懸賞のねぶたの審査は、9、10日の両夜、白銀町中郡農協前で商工会の審査委員で行われ、10日夜10時に1等賞から4等賞、等外から秀逸が決定し、その結果は11日早朝、弘前公園追手門前で発表されたが、喧嘩ねぶたと直結するとされた扇ねぶたが全部等外となったので、一部から批難が出た(弘前新聞 S4.8.12)。審査員のひとりである中村良之進は「當年の佞武多に就いて」という見出しで、人形ねぶたが減少するのにしたが扇燈籠が著しく増加したから、これを世間が歓迎しているのだというが、そうではないから問題だという。なぜならば、そのなかに

昔のような本式の扇燈籠は品川町の鳴海研究所のひとつしかないからで、要をしっかりと書いていないかどうかだという。扇の形をしたものは半分もなく、いずれも団扇形であり、そのなかには長福神の頭の形をしたものもあり絵が下手であるとした。これでは弘前のねふたとしては大いに価値を損じており、こんな燈籠はやめてほしいという。それより一人持ちでも組ねふたを多くしたい。弘前のねふた囃子方は出陣で青森は凱旋だと「近頃耳新しく聞きました」弘前にも出陣と凱旋の囃子方はあった。いつの間にか止めてしまったという(弘前新聞 S4.8.22)。このように、ねふた喧嘩の象徴とされた扇燈籠の扱いが問題となっていたようだ、

この審査に対しては、県外で活躍している有識者からも疑義が出た。弘前市に帰省中の海軍中将海軍大学校長中村良三が、8月22日午後7時半に、市内の第一大成小学校で行われた土手町部内大成会講演で、中山助役や昨年入学した土手町鈴木海軍士官候補生や大成会幹部その他400余名を前にした話の内容である。それによると、今年は商工会が主催となって、ねふたの善導美化を図って善良な風俗を達成する目的から懸賞をやっていることは良いことだが、元来、ねふたは夜のものであり、夜間出して初めて意義があるのだ。ねふたの懸賞の意義でますますねふたを完全にすれば、ともかく、最終のねふた流しの日の真昼の行列も点検し、仮装行列の人数が最も多いのを優勝者とするのは、ねふたの意義を没却するだけでなく、善良の風俗を破壊することにならないだろうかという(東奥日報 S4.8.24)。

さて、弘前のねふた喧嘩は、第3日目の夜、和徳町方面で上町組と下町組は一太刀も交えずに物別れとなったが、第4日目の夜に上町組と下町組が市内各所を移動してまわり、午前1時、南塘グラウンドの暗闇で対峙し、掛け声が上がるが投石はなく、辻坂の途中で棍棒による乱闘となり、2、3の軽傷者を出した。急報で警官隊と消防組が駆けつけて双方を追い散らし、51才から19才の男性9名の検束者を出した(弘前新聞 S4.8.10)。この第4日目の8日晚は、8時から自由運行を許可し、弘前警察署から警官70名を派遣し、消防の応援を得て大がかりな警戒体制をしいていた。夜11時すぎに各ねふたが皆各部内に帰って無事治まったが、再び警戒していたところ野次馬連が動き出し、9日午前2時頃、桶屋町辻坂を中心に大勢が投石をはじめ、棍棒や薪を携帯し、板塀をはずしながら盛んに打ち合いをはじめた。警戒中の消防が直ちに弘前税務署の電話を使って急報したので、弘前警察署から警官隊の一隊が現場へ駆けつけて鎮圧した。この喧嘩で2名の軽傷者、9名の検束者が出た。彼らは市内や中郡和徳村や千年村の18歳から37歳の男だった。楮町でも喧嘩があったが直ちに治まった(東奥日報 S4.8.10、弘前新聞 S4.8.11)。次の2点が「弘前新聞」に掲載された、同日のねふた喧嘩の現場写真である。



(写真4 「急報に接して現地に急行せんとする警官隊十日午前1時半」)



(写真5 「警官隊の追跡をのがれ辻坂上に対陣(右上町組)」)

※写真4・5ともに昭和4年(1929)8月11日付け「弘前新聞」(個人蔵)の記事「倭武多喧嘩で更に検束3名」「スワ不穏(ネブタ見所)」より転載

このように昭和4年(1929)は、弘前警察署の厳重な取締りによって、初日以来5日間、小競り合いがあっただけで、大きな衝突もなく最終日を迎えた。一昨夜は上町と下町が今夜こそはと互いに使者を出して、午前零時に衝突しようと約束したが、駆けつけた警官隊消防組に追い散らされた。結局、6日間にわたるねふた期間中は15名の検束者と2、3の軽傷者を出しただけで「大団円」に終わったという(弘前新聞 S4.8.12)。

昭和5年(1930)、弘前署は、8月24日から始まるねふた運行における取締の万全を期すべく部隊を編成した。総指揮官は弘前警察署長で、小隊長と分隊長は、第1小隊長が警部補1名以下、第1分隊長から第3分隊長がそれぞれ巡查部長1名ずつで構成、第2小隊長も警部補1名、第4分隊長から第6分隊長もそれぞれ巡查部長1名ずつで構成、捜査隊長は部長刑事1名とした(東奥日報 S5.8.23)。ねふた喧嘩対策の部隊編成の仕組みが確立されたようだ。

ねぶた第3日目の8月26日夜、ねぶた運行終了後も野次馬連が帰宅せず、27日午後3時頃まで北川端町に数十名集まり、なかには棍棒等の武器を携えて騒ぎ出していたので、弘前警察署では「形勢不穏」と見て警官を派遣し、解散を命じて騒ぎは無事に鎮まった(東奥日報 S5.8.28)。翌日夜も、笹森町薬王院付近で、ねぶたの野次馬連が数十名集まり、28日午前2時過ぎまで騒いでいたが、再び弘前警察署が厳重警戒をしたので喧嘩もなく全部帰宅した(東奥日報 S5.8.29)。また、当時のねぶた期間の警察の取締りが、集団だけでなく個人の行動も対象となっていた。例えば弘前ねぶた見物のため、友達の銅屋町在住の29歳女性のところへ遊びにきていた森田村相野在住の26歳女性が、28日午前2時頃、両名で酒気を帯びて、本町を徘徊、猥褻な唄を声高らかに唄って騒ぎ立てていたのを弘前警察署巡査が発見し、安眠妨害の罪で検挙、両名ともに科料5円ずつに処せられた(東奥日報 S5.8.29)。

さらに8月29日午前1時半頃、弘前市東長町路上でねぶたの群集数百名が衝突し石合戦となったが、弘前警察署では必死となってこれを制止したので、幸い負傷者無くして収まった。検挙者5名は、市内や中郡駒越村および中郡清水村の26歳から61歳の男。なお28歳男は弘前市機関部消防手であり、そのために解職となった。また30日は、7日目と称して津軽名物のねぶた流しとなるが、この日は朝からねぶたを持って戸毎に廻り歩いて金品をもらうのが例となっているので、弘前警察署では、各町に警官を派遣して厳重に取締りする予定だという(東奥日報 S5.8.30)。そして、南郡町居村の自動車車掌24歳、市内の日雇い42歳および22歳、中郡藤代村の大工22歳と農業21歳、市内の鋳物商27歳の男6名が、8月30日午前2時半頃、和徳町土淵川付近の路上に集まり、投石などをして喧嘩の支度をしていたので、その場で弘前警察署へ検束された。ねぶた期間中に同署へ検束された者は12名だが、30日朝、署長から懇々と説諭され全部釈放された(東奥日報 S5.8.31)。

昭和6年(1931)のねぶたも、8月13日まで弘前警察署へ届出許可になったものは、例年通り扇燈籠が大半を占めた(弘前新聞 S6.8.14)。8月14日晩からねぶた運行が開始するので、例年通りに弘前電灯会社では、市内各要所に約20個、喧嘩予防電灯を設置し、弘前警察署と協力して徹底的に喧嘩を防止することにした(弘前新聞 S6.8.14)。しかし同年は不景気のせい、ねぶたの台数が減っていたという。当時、子供用の小さいねぶた燈籠を制作販売していた男性が「例年一千余は必ず売れるので、約30日ばかり前から夜なべして作っても足りない位だったが、今年は600、700くらいしか出ない。全くこんなことは一度もなかった。」とコメントしている。警察の厳重な警備体制の影響だろうか。続けて「弘前のねぶた喧嘩のはじまりは、昔お城のお役人が殿様にねぶたを見せに集まり、そのところで常々悪い奴とされている者が皆に叩かれたのからで、以来、上町と下町が対峙するようになったと聞いている。」としている(東奥日報 S6.8.14)。当時、ねぶた喧嘩の起源について様々な伝承があったようだ。

運行第2日目の8月15日夜は喧嘩が無く、ひとりの検束者も出さず弘前警察署も安堵した。しかし第3日目8月16日の夜は、上町が魚市場付近に、下町は薬王院に集まって、互いに密偵を放って様子を探りあい、17日午前1時半に東長町路上で正面衝突した。双方は互いに譲らず石合戦で歓声をあげているところを警備中の警官が発見されて逃走したが、18歳から30歳の男16名を検束した(弘前新聞 S6.8.18)。この16日までに弘前警察署から運行許可を受けたねぶたは、市内は扇燈籠32個に組ねぶた8個、市外は扇燈籠66個に組ねぶた6個で、やはり扇燈籠が過半数を占めた(弘前新聞 S6.8.18)。ねぶた喧嘩のシンボルとして忌避されてきた扇ねぶたは、すでに市民の間に広く定着していたようだ。

ねぶた運行によって交通機関にも支障が出ていた。弘前自動車会社では、8月16日ねぶた第3日目からねぶた運行期間中は雑踏となるため、午後8時46分および午後9時8分発着の列車に連絡する乗合自動車の運転を中止することにした(東奥日報 S6.8.18)。

さらに8月17日午前1時30分頃、市内および中郡和徳村、中郡撫牛子および豊田村、南郡田舎館村畑中、南郡猿賀村新山などの18歳から27歳の男16名が、弘前市東長町路上でねぶた喧嘩騒ぎをしていた。弘前警察署が解散を命じたが聞き入れず、投石などをして喧嘩を極めたので、一網打尽に検束された(東奥日報 S6.8.18)。その17日の晩も、大きなねぶたが帰った後の翌18日午前1時半頃、和徳町路上にて約4、50名が双方に分かれて喧嘩を始め、弘前市内のセメント会社雇人33歳、男21歳、ペンキ職25歳の3名が弘前警察署に検束された(弘前新聞 S6.8.19・東奥日報 S6.8.19)。また8月18日夜、連合運行の終わった後の翌19日午前2時頃にかけて、市内和徳町から東長町の路上で上町組が約2、300の野次馬と共に下町組を待ち受けて、ねぶた喧嘩をしようとしていた。しかし、連日徹夜で喧嘩防止を徹底していた弘前警察署がその情報をつかみ、3人の警部補をリーダーとして30数名の警官がサーベルを掲げて駆け付け解散を命じた。これに対して群衆が投石し、罵声を吐き、暴行を働くなど大混乱となったが、市内や藤代村、裾野村、船沢村、西郡十三村、高杉村の18歳から40歳の男18名が検挙された(弘前新聞 S6.8.20・東奥日報 S6.8.20)。さらに、ねぶた運行最後の19日夜から20日午前2時にかけて、弘前市本町弘前病院付近で約300名

の群集が喧噪を極めているとの報告を受け、弘前警察署から警部補以下 45 名の警官が出動した。ねふたの上町組と下町組は双方入り乱れて投石し、棍棒などで殴り合い、群集はこれに付和雷同して喧嘩していたが、警官隊を見るとこれに向かって約 50 名位が喊声をあげて突進してきたので、警官達は隊伍を整えて鎮圧し、午前 3 時頃に解散を命じて、棍棒等を多数押収して引き揚げた。しかしこの喧嘩で巡査が投石で眼鏡を破壊され、右目下に全治 2 週間の裂傷を負い、弘前病院で手当を受けた。群集中にも負傷者数名があった模様で取り調べを行い、市内の男 3 名が検束された。(弘前新聞 S6.8.21、東奥日報 S6.8.21)

厳しくなる警察の取締り体制で、誤認逮捕も発生した。8 月 20 日の弘前新聞には「誰彼の差別なく けんそく ムシャクシャ腹の警官連 ナンセンス続出」とある。それによると、8 月 19 日のねふた喧嘩の検束で一晩、弘前警察署に拘留された西郡十三村在住の 26 歳の男は、毎朝十三村から弘前へ鮮魚を運搬して 6 時ころ売り尽くして帰るトラック運転手だが、同日夜中に十三村を出発して弘前市へ到着すると、鮮魚に詰めていた氷が無くなっていたため、付近の氷屋をたたき起こして氷を買おうとしていたところを、ねふた喧嘩関係者と勘違いされたのか警官に拘束され、翌 19 日午前 8 時頃によりやく釈放されたという。お陰で当日持参した原価 250 円代の鮮魚が痛んでしまったという(弘前新聞 S6.8.20)。

昭和 7 年(1932)、昨年は凶作と不景気のため、今年のねふたは多くないだろうという予測があったが、それに反して多く出たという。弘前警察署に届け出があったのは、市内は扇燈籠 39 個、組佞武多 12 個、市外は扇燈籠 67 個、組佞武多 8 個、合計 126 個だといい、やはり扇燈籠が多かった(弘前新聞 S7.7.27)。弘前警察署では例年通り、ねふた運行と喧嘩取締に関する協議会を、7 月 29 日午前 9 時から市役所で開催した。弘前警察署長、警部補、巡査部長、助役、市会議長、消防組頭外幹部、市内各小学校長、火防衛生組合長、弘前郷軍連合分会長代理、理髪組合長等の約 70 名でねふた喧嘩の防止並矯正案について協議したが妙案はなかったという。運行についての出願は、消防幹部、火防衛生組合長もしくは総代をもって願出ること、8 月 2、3 日は全市運行を許可し、6、7 日は例年通り連合運行することにした(弘前新聞 S7.7.30)。

年々、警察の取締りが厳重になり、各関係者の自覚が進んだことで、近年はねふた喧嘩がめっきり減り、今年は無事に終わるかと思われた。しかし運行最終日 8 月 8 日第 7 日目の夜の連合運行終了後のことである。人々が帰途につき、本町でも一同が佞武多置場へ帰って、最後だというので笛吹きや太鼓たたき、雇ってきた人夫に振る振舞酒を出していたところ、8 日午前 2 時頃、朝陽小学校前から下町のねふたが、かけ声勇ましく押し寄せてきたので応戦して投石が始まった。急報で弘前警察署長を陣頭に警官 40 名が駆けつけると、下町勢は逃走、逃げ遅れた 17 名が検束された。そのメンバーは、市内の新町、本町、南横町、土手町、南川端町、清水村、和徳村、堀越村、小沢、原ヶ平、千歳など在住の者達で、職業は大工職、八百屋、農家、仕方職、雇人、曲物商、煎餅職などの 19 歳から 41 歳の男であった。また、喧嘩警戒中で密行している警官が、薬王院で棒きれなどを持参して喧嘩の恐れありとして、新楮町、和徳村、百石町在住の大工、洗濯店方雇人などの 20 歳から 36 歳の 3 名を検束し、8 日に釈放した(弘前新聞 S7.8.9)。この喧嘩で中郡清水村 21 歳と市内 24 歳の男が投石で頭部に裂傷を負い、弘前警察署の医師の応急手当を受けたが軽傷だったという(東奥日報 S7.8.9)。

ねふたは 8 月 8 日で終了し、9 日に弘前警察署山中署長は次のように語った。年中行事のひとつであるねふた喧嘩も本日を以て終了を告げたが、各関係機関の協力と市民の自覚のおかげで、今年は十数名の検束だけで終わったことは喜ばしい。数百年来、慣例として黙認されてきたねふた喧嘩も、ようやく防止の第一歩に入ったことを喜んでいる、といったコメントであった(弘前新聞 S7.8.9)。

昭和 8 年(1933)、弘前署では、8 月 21 日からはじまるねふた祭の運行取締りその他について署員一同で、ねふたの大きさ、警察の許可制、運行心得、運行区域などを協議した(東奥日報 S8.8.16)。8 月 15 日、市内の消防組幹部、火防衛生組合長、青年団長並分団長、在軍連合分会長並分団長が取締事項を発する。8 月 25 日、26 日の両日(旧 7 月 5 日と 6 日)は連合運行とし、各個運行は絶対に禁止する、という内容がある(弘前新聞 S8.8.17)。また、弘前署では、取締りにあたって、弘前ねふたにつきものの喧嘩防止に「100%」効果があるとした 1.000 ボルトの投光器(または高燭電燈)を設置した。場所は、大円寺、相良町税務署前、徒町、徳田町空屋敷地、薬王院の 5 カ所と、今年からさらに玉成校前と住吉神社の 2 カ所に増設し、徹底的に取り締まるという。これらはいずれもねふた喧嘩が多発する場所である。当時、覆面してねふた喧嘩に参加する人々にとって照明は、妨げとなる存在だったようで、喧嘩の前に照明を破壊しようとする者もいたようだ。なお、同年は舗道が完成し、照明灯も立てられ、コミセ(雁木造)を解消したこともあり、夜はずっと明るくなっているため、ねふた喧嘩も心配するほどのことはないだろうと予測された(弘前新聞 S8.8.22、東奥日報 S8.8.24)。

これらのねぶた喧嘩を県外から見学に来る有名人もいた。松竹シネマの俳優林長二郎（後の長谷川一夫）が、弘前のねぶた喧嘩を見物にくるといふ「朗らかなニュース」が伝えられた。それによると、津軽のねぶたは、ねぶたそのものより、付き物の喧嘩が有名であり、何年か前に殺人があったという事件に対して、剣戟俳優の同氏が関心をもったからだといふ(弘前新聞 S8.8.18)。さらに、なぜ弘前人が喧嘩を好むのか科学的に検討してみたいという記事が出た。当時話題になっていた血液型の検定で解決してみたいとし、喧嘩好きな弘前人と温和しい七夕祭りをする青森人について、血液型の分布状態からその気質を比較してみるという(弘前新聞 S8.8.19)。

8月23日夜、和徳町朝陽橋をはさんで上町と下町との大きなねぶた喧嘩が発生した。よって弘前警察書は24日夜に署員総出動したが、その警戒が薄くなった25日午前1時頃からまた大喧嘩が再発生した。上町方は竹槍、棍棒の約100名が、辻坂で戦おうと付近の街灯を消して待機したが、午前2時過ぎに警官が駆けつけたので上町は退却した。しかし朝陽橋付近で、下町方80余名と再び猛烈な石合戦を開始、午前4時頃、急報で駆けつけた弘前署員を見て一斉に離散したが検束者2名を出した。投石が頭部に当たって負傷した男が病院へ運ばれた。このほか新開地方でも2、3の大喧嘩があった。弘前新聞 S8.8.26、東奥日報 S8.8.26)。なお筆者は聞きとり調査で、この最後の大きなねぶた喧嘩が発生したという昭和8年(1933)の8月24日の激しい投石を、実際に目撃した方の話を採録したことがある⁹⁾。

8月25日午後4時過ぎ、新聞記者が、弘前警察警部補と共にけんかねぶたの現場を体験取材した。それによると、当時は約10名ばかりの変装した刑事が、けんかねぶた取締りのため市中で活動していたようだ。そのメンバーは弘前署内の柔道や剣道の有段者達であり「喧嘩士達はいくら強くとも歯が立つまい」として評している。ねぶた喧嘩の情報が入ると警察書から、白服の警官達が佩剣をガチャガチャさせて夜のアスファルトを踏み、彼らの赤い提灯がいくつも飛んでいったという(弘前新聞 S8.8.27)。そのようななか、和徳町の25歳大工が、8月26日午前3時頃、和徳町朝陽橋でねぶた喧嘩をしようと下町側を招いていたので「公安を害する者」として即時検束された(弘前新聞 S8.8.27)。これらの名物の喧嘩をきっかけに弘前のねぶたが活気づき、町は物凄い人出だといふ。ねぶたが403台そろい、郡部から150余台が出た。今晚は最後で明日は七ヶ日、ねぶたも今晚限りといふので徹夜して警戒をする予定である。やはり扇燈籠が一番多いという(東奥日報 S8.8.27)。

ねぶた運行最終日26日夜の連合運行の解散後、上町と下町は、最後の喧嘩だと準備していたといふ。翌27日午前2時頃、上町側前衛約百名が茶畑町に、後衛150名は弘前駅前、和徳口、下町側は約200名が薬王院に陣をしいて対峙したが、上町側の後衛が、警官隊にはばまれて前進できない。午前3時頃、下町側は歓声をあげて朝陽橋をこえて上町側へ総攻撃を加えたので、上町側は横町まで追い詰められ大敗した。この喧嘩のなかで混乱が生じた。私服に変装して上町組に紛れ込んでいた刑事連が、サーベルをかかげた正服警官隊と誤って同志討ちになりそうな場面があったといふ。なお当時の私服刑事達は、太い棒きれと大きな懐中電灯を携帯していたようだ(弘前新聞 S8.8.28)。

和徳の朝陽橋を挟んで上町対下町の石合戦が、27日午前2時過ぎから始まった。同年で一番大きな喧嘩となり、上町方は約300余、下町方は200余の対陣で、これに野次馬連が参加して物凄かったといふ。警戒中の弘前署員50余名は、制服と和服の二隊に分かれて偵察し、上町と下町が詰め寄って朝陽橋前で大乱闘を始めようとする際に駆けつけて離散させたが、この間、私服警官らが襲撃され、検束者20余名を出した。喧嘩する者達のなかに元巡査1名が加わっていたといふ(東奥日報 S8.8.28)。

ほかにも、同日午後零時10分頃、弘前市の27歳の運転手が、弘前乗合自動車に客18名を乗せて覚仙町を進行中、前方を運転中の富田桔梗野の大扇燈籠ねぶたの後ろに積んでいた大太鼓の胴の真ん中に誤って衝突して破損させた。すると、そのねぶたを曳いていた請負師の人夫20数名が、運転手に暴行を加え、頭部と顔面に全治1週間のケガを負わせた。加害者の人夫20数名はただちに弘前署に検束された彼らは大久保組の人夫で、東京、埼玉県、福井県、茨城県の22歳から38歳の男4名が傷害罪として28日身柄ともに弘前検事局へ書類送検された(東奥日報 S8.8.28、弘前新聞 S8.8.29)。

また同年は、明治6、7年(1873~74)頃のねぶた喧嘩の回顧録「ねぶた喧嘩雑記」が連載された(弘前新聞 S8.8.23、24、27など)。そのなかで、昔は双方ねぶたを押し出して対峙したが、今ではそうではなく、ねぶたを持たずに、多くは凶器を持って瞬間に勝敗を決するもので、最も危険だから無闇に近寄れないこと等、ねぶた喧嘩の変化も語っている(弘前新聞 S8.8.23)。

昭和9年(1934)、弘前署では未成年者でねぶたの運行許可を出願する者もあるが、あらかじめ許可しないので注意するよう告知した(弘前新聞 S9.8.8)。そして、8月10日からねぶた運行が始まるが、弘前警察署は、対策協議会を開催して取締方針を決定し、8日に管内各消防組、火防衛生組合、青年団、在郷軍人会へ通牒を発した。それによると、

ねぶたの大きさは、土台上 8 尺以下で 4 人昇りを最大限度として、これより大きなねぶたには運行を許可しないこと、疾駆する運行方法や、12 時以後の運行等は絶対許可しないこと、刀剣、棍棒その他の凶器所持者や金品強要する者は場合によっては検束することとした。また運行は、10 日、11 日の両日は各部内だけの運行とし、12、13 の両日は「各自勝手の運行」を許可し、14、15 日の両日は連合運行を実施するといひ、その道順も指示した(弘前新聞 S9.8.9)。そして「悪風ねぶた喧嘩」の防止として、取締当局である弘前署では、今晚からむこう 1 週間は署員総動員し、第 1 小隊長は成田警部補以下、第 1 分隊長と第 2 分隊長、第 2 小隊長は新谷警部補以下、第 1 小隊長と第 2 分隊長、捜査隊長および視察隊長にはそれぞれ警部補が、警備隊長には部長が配属されるという(弘前新聞 S9.8.11)。

同年も、昔のねぶたと喧嘩を回顧する座談会が開かれた。「津軽名物ネブタ座談会―佞武多通は語る―」という座談会で、8 月 9 日午後 7 時から弘前無盡楼上にて、弘前新聞社主催で開催し、県電弘前営業所長、元刑事、弘前憲兵隊長、弘前警察署巡查部長、津軽病院事務長、弘前市役所庶務課長、鉄砲町、市会議員、市会副議長、弘前中学校教諭、津軽銀行支配人、郷土史研究家、第五十九銀行行員、弘前新聞編集長、記者ら 17 名が出席した。そのなかで、鉄砲町在住の中村範が「古い漢文の先生の黒瀧某が記したネブタの記という本で、ネブタの起源が、藩公が士気を鼓舞するために行った、と書いているが事実だろう、大きなネブタを作り笛太鼓で押しだし、途中で道をゆずる、ゆずらぬで喧嘩となり流血の惨事を見るようになったのはずっと後代に入ってから様です。」(弘前新聞 S9.8.11)と語っている。このように、昭和初期頃になると過去のねぶた習俗を振り返る座談会が多くなり、そのなかでねぶた喧嘩は、尚武のため弘前藩が奨励したという起源論が繰り返されるようになる。

弘前ねぶたは 8 月 11 日で第 3 日目となり、本格的なねぶた気分が盛り上がりとともに、喧嘩気分も充分満ちていた。大部分のねぶたが鳴りを静めた 12 日午前 1 時頃、上町と下町約 2、30 名が和徳町で対峙、喧嘩防止用の高燭燈の明かりで自由を欠くため、まずこれを破壊しようと投石したが、金網で防護されている電球は破壊できず、大事に至らずに解散となった。警戒中の警官が、電球へ投石した市内 21 歳の男を検束した(弘前新聞 S9.8.13)。

このように、ねぶた喧嘩が小規模になってきた。弘前新聞に「ねぶた喧嘩は 種切れか 検束者たつた 8 名 ねぶた喧嘩総決算」という見出しが掲載された。8 月 15 日でねぶたが終了。弘前署で運行許可した台数が昨年より少し減少した。今年の弘前警察署の取締が厳重だったため、ねぶた喧嘩がほとんどなく、検束者もわずか 8 名で予想外の好成績だったという。三上弘前警察署長は、今年は喧嘩もなく無事終了したことは何より喜ばしい。これは取締の署員の努力もあるが、要は市民各位、ねぶたについて歩いている人々の自覚によるものである。弘前のねぶたはすぐ喧嘩を連想するほど有名だが、この悪風一掃には、歴代署長の努力の効果がでてきたのだろう、と述べた(弘前新聞 S9.8.17)。

東奥日報の見出しも「名物の喧嘩 ひとつもなし 取締当局一ト息」となった。ねぶた喧嘩が今年は 1 件も無かった、という何年来の伝統破りの現象を呈したという。昨年は和徳の朝陽橋をはさんで 1、2 回戦ったり、和徳の大通りで竹槍をふりかぶって大声をあげていたという武勇伝もあったが、今年はわずかに喧嘩の中心人物が所々で活動しているとの噂もあったが、結局大事にならず、市民も期待はずれだった。しかし最後の 15 日夜から必ずあるだろうと野次馬も相当出たし、喧嘩仲間も暗がりに集まったりしていたが、警察の敏達な活動で発見し、追い払われてしまい、検束者 1 名だけで大事にならずに終わった。今年は喧嘩ばかりではなく検束者もわずか全部で 8 名だった。なお、昨年は 7、80 名もあり、うち要注意人物として司法係に写真を撮られた者だけでも 20 名に達した。ねぶた喧嘩取締りの第一線で活躍していた警官の話をまとめると、昨年までは、喧嘩する人々は、警察官が直接そばまで行かないと逃げなかったか、今年あたりからは全然陰も形も見せない。これはおそらく「喧嘩しても何にもならない」という考えが段々青年達の頭にもしみこんでいるらしいという(東奥日報 S9.8.17)。

ねぶた喧嘩が沈静化してきた状況は、新聞に掲載された市民の短歌「ねぶた百句 止天」にも表れている。「士族町ねぶたに残る気風かな」「闇を肅々ねぶた喧嘩の構へ」「人波をゆるゝわけて大ねぶた すれ合ふてねぶたに鬨のあがりけり」「わがねぶた行くところ地も砕くべし」「橋を隔て、ねぶた喧嘩の対陣す」などと、往時のねぶた喧嘩の勇ましさを表現した句のほか、警察の警備体制が強化されている近況を物語る句として「物々しき巡査の提灯行くねぶた」「警察の提灯目立つねぶたかな」があり、喧嘩が収まってきている近況を表現した「喧嘩なきねぶた安堵や母つれて」「おだやかに道ゆづり合ふねぶたかな」という句も掲載されている(弘前新聞 S9.8.17)。

また、かつてのねぶたとその喧嘩の様子を古老達が回顧する連載記事も出る。前述したように「津軽名物 ネブタ座談会」では、明治 5 年(1872)頃のねぶた喧嘩の体験談が語られ、現状との違いが指摘されるなど、興味深いエピソードが多い。例えばねぶた喧嘩の武器は、昔は短い獲物だったが、だんだん長い獲物を使うようになりササラを多く持って喧嘩になると竹槍にするようになった。昔からみると武器が進化し、あるときは巡査も竹槍でやられたので、喧嘩になると巡査も逃げるのがあったという。大正 6 年(1917)8 月の喧嘩は大きかったとし、現在の喧嘩は野次馬の衝